

労働関係法制度に関する教育の重要性について指摘した各種報告等

人生 85 年ビジョン懇談会『『人生 85 年時代』に向けたリ・デザイン』（平成 20 年 5 月）

第 2 章：生き方・働き方の再設計

(1) 大人になっていく過程での「自分づくり」

「人生 85 年時代」を生き抜く基盤を形づくる上で、子どもから大人になっていく過程において、生活の基本となる生活習慣等を身につけることや学校において勉学を重ねることと並行して、様々な社会人の話を聞いたり、興味のある分野の実体験を積んだりして、自らが目指す将来の方向性を模索していくことは重要な取組である。

現在、例えば、パン一つ取ってみても、小麦を栽培する人、輸送する人、加工する人など多くの人の労働の結晶であることを知らない人も少なくないが、実際の現場を見学すれば、単にパンづくりの過程のみならず、働くことの意義や、自分の生活が様々な人の活動によって支えられていることをしっかり理解することが可能になる。また、ふれあい授業や課外活動を積極的に行っている学校には、将来の夢を具体的に語るができる児童・生徒が多いという指摘もある。

したがって、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実、インターンシップなど様々な職場体験機会の提供等を関係者の協力の下、一層推進していくことが必要である。

特に、子ども達に対し自分史を振り返らせる機会を与えることは、自らが他者に支えられて成長してきたことを改めて気付かせる契機となる。今後の学校教育の中で、こうした取組の積極的推進が期待される。

併せて、労働関係法制など社会に出た際に必要となる法制度の基礎知識を付与する教育や情報提供についても、社会人の基礎づくりといった観点から一層の取組が期待される。

国民生活審議会総合企画部会『『生活安心プロジェクト』行政のあり方の総点検－消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて－』（平成 20 年 3 月 27 日）

第 2 章 消費者・生活者が主役の行政に向けた横断的課題と具体的方策

1. 消費者・生活者が能動的に行動できる施策の充実

(3) 能動的な消費者市民社会に向けた教育の充実

消費者・生活者が、社会の仕組みの中で適切な役割を担えるように、生涯にわたった消費者

市民教育を進めていくことも重要である。例えば、「働く」という観点からは、我が国における労働関係法令遵守水準の低さの大きな原因の一つとして、学校教育段階で働くことの意味を始め働くことに関する的確な教育が行われていないことが指摘されるところであり、働くことの権利と義務など働くことに関する教育の充実を通じて若年者の職業意識の形成が重要であると考えられる。また、「食べる」という観点からは、消費者が安全な食品を正しく判断できる力をつけられるよう支援すべきであり、行政・事業者からの正確な情報提供と消費者が自ら情報を活用し、安心した食生活が送れるための教育・啓発は重要になる。一方、いわゆる消費者教育、金融教育、法教育、食育などの必要性は各方面で主張されているが、これらをすべて現在の社会科、家庭科の中で盛り込んでいくことは困難である。

こうした状況を勘案すると、今求められる教育はこれらの教育を別々に行うことでなく、消費者・生活者として自らの権利と義務を主体的に果たす存在となるための教育と言える。それは「消費者力」、「生活者力」をつけるための教育とも言える。

一方、具体性のない知識の取得といった形での教育はそれだけでは直ちに具体的な行動に結びつかないということを踏まえると、例えば、学校教育においては教科横断的に行動を喚起することができる教育が不可欠と思われる⁸。そのために働くための教育、食べるための教育、費やすための教育などを統合的に捉え、様々な教科の教育を通じて「消費者力」、「生活者力」をつけていくことが重要な視点になる。そのため、政府は、そうした教育の推進のため、関係省庁の協力の下、指針を作成することが求められる⁹。一方、社会や消費活動を取り巻く環境が激しく変化する中で、消費者・生活者が絶えず知識を高め、「消費者力」、「生活者力」を向上させていくには、学校教育のみに限定されず、社会人や高齢者などに対する教育も同様に推進していく必要がある。

第3章 消費者・生活者の安全・安心確保に向けた実効性ある個別施策の展開

3. 働く人を大切に作る社会づくりの推進

(3) 働く環境の改善

(労働関係法令遵守、働くことに関する教育の充実等)

内閣府、厚生労働省、経済産業省、文部科学省等関係府省庁の連携の下に、学校教育段階から社会に出てからの教育を含め、働くことの意味や労働関係法令、働くことの権利と義務など働くことに関する教育の充実等のための取組を進めることが必要である。具体的には、学校教育については、文部科学省を中心に内閣府、厚生労働省等関係府省庁が協力して、働き続ける上で最低限必要な知識が実際にどの程度教えられているのかについて実態の検証を行い、不十分な部分について対応する必要がある。また、中小・零細企業経営者を中心に、最低限必要な労働関係法令の知識について、厚生労働省、経済産業省始め関係府省庁が中小企業団体や業界団体との連携を図りつつ、創業支援時等あらゆる機会を活用して周知・徹底を図る必要がある。さらに、関係府省庁においては、都道府県の段階についても、これら各行政に係る官民の関係機関の緊密な連携の下に継続的な取組が進むような方策を検討し実施する必要がある。

雇用政策基本方針—すべての人々が能力を発揮し、安心して働き、安定した生活ができる社会の実現—（2008年（平成20年）2月）（抄）

第1章 労働市場を取り巻く変化と課題

2. 労働市場を取り巻く変化と課題

(2) 労働市場を取り巻く変化により生じた課題

（学校教育や職業能力開発に対する産業界のニーズとのミスマッチ）

学校教育は教養教育等様々な目的を有しているものの、産業界からは、学校教育が産業界のニーズに合致していないとの指摘がある。また、在学中のキャリア教育が十分でなく、基礎的な職業能力が形成されていない者や適職の選択が行えない者、また職業意識が十分に醸成されていない者が存在している。さらに、就職してからの自己啓発について時間的余裕がないものが多い。

雇用政策研究会「すべての人々が能力を発揮し、安心して働き、安定した生活ができる社会の実現—本格的な人口減少への対応—」（2007年（平成19年）12月）（抄）

第3章 今後の雇用政策の方向性

2. 今後重点的に展開していく具体的な施策の方向性

(1) 誰もが意欲と能力に応じて安心して働くことのできる社会の実現（就業率向上）

①若者の雇用・生活の安定と働く意欲・能力の向上

…就業形態の多様化や労働契約の個別化が進む中で、労働関係法制度をめぐる知識、特に労働者の権利に関する知識に不十分な状況がみられることから、労働関係法制に関する知識を付与する教育や情報提供の在り方について検討する。…

経済財政諮問会議労働市場改革専門調査会第1次報告「働き方を変える、日本を変える」—〈ワークライフバランス憲章〉の策定—（平成19年4月6日）（抄）

第2章 目指すべき労働市場の姿 —多様で公正な働き方を保障—

(7) 労働条件が高い透明性を有していること

②労働を巡る権利・義務に関する教育

労働を巡る権利・義務に関する正しい知識を教える学校教育の充実が図られ、そうしたなかで、就職・転職時における職業選択もよりスムーズに行われるようになる。